

# 建築基準法上の道路種別について

建築物の敷地は、建築基準法上の道路に2m以上接していなければなりません。(法第43条第1項)

## 建築基準法上の道路

### 法第42条第1項第1号

道路法による道路（国道・県道・市町村道）であって、4m以上の幅員を有する道路

※幅員は、所管している部局に確認ください。

### 法第42条第1項第2号

都市計画法（開発許可を受けて築造したもの等）や土地地区画整理法等による、幅員4m以上の道路。

※事業完了後に道路法により認定を受けたものは、法第42条第1項第1号道路です。

### 法第42条第1項第3号

基準時から幅員4m以上であった道路。

※私道であっても法第42条第1項第3号道路に該当する場合があります。

※道路法による道路であって、4m以上の認定幅員を有する場合は法第42条第1項第1号道路です。

### 法第42条第1項第4号

道路法や都市計画法等による事業計画のある道路で、特定行政庁が指定したもの。（幅員4m以上）

※指定に係る審査は県庁建築安全推進課で行います。

### 法第42条第1項第5号

新たに築造する幅員4m以上の道路で、特定行政庁から位置の指定を受けたもの。（“位置指定道路”）

※指定に係る審査は所管土木事務所又は県庁建築安全推進課で行います。

※指定後、道路法により認定を受けたものは、法第42条第1項第1号道路です。

### 法第42条第2項

基準時に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定したもの。

※奈良県告示にて、法第42条第2項の規定する道として、幅員4m未満**1.8m以上**の道を指定しています。

※道路の中心から2mの後退（場合により4mの一方後退）が必要です。（詳細は別紙参照）

### その他

法第42条第3項・・・特定行政庁が指定したもの  
法第42条第4項・・・奈良県での指定なし

## 建築基準法上の道路ではない道

上記以外の道（“非道路”）

・上記の建築基準法上の道路に該当しない場合であっても、法第43条第2項第1号（認定）または同法第2項第2号（許可）により、当該道状部分を建築基準法上の道路とみなし、法第43条第1項の規定（接道規定）の適用が除外される場合があります。

**※道路判定結果が出ていないものは、許可申請の前に、道路判定依頼が必要です。**

※法第43条は都市計画区域内および準都市計画区域内において適用されます。（奈良県内に準都市計画区域はありません）

※上記“基準時”とは、都市計画区域編入時又は建築基準法施行時のうち、後に施行された時をさします。

基準時は地域によって異なります。

※道路の種別をご相談の際には、現場にて道路の幅員を測ってください。

※管理者への道路幅員の確認により法第42条第1項第1号であると判断できるもの、または、道路判定の結果が出ているもの以外は道路の種別について道路判定依頼のご提出をお願いします。

※H19年の建築基準法施行規則改正に際して、指定道路に関する情報管理の適正化について国からの技術的助言(H19年国住街64号)があり、指定道路調査を行っています。

**【注意】本資料は、道の種類の概要を示した資料ですので、詳細については、所管土木事務所にお尋ねください。**

# 法第42条第2項の道路について

## 法第42条第2項

基準時に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定したものの。

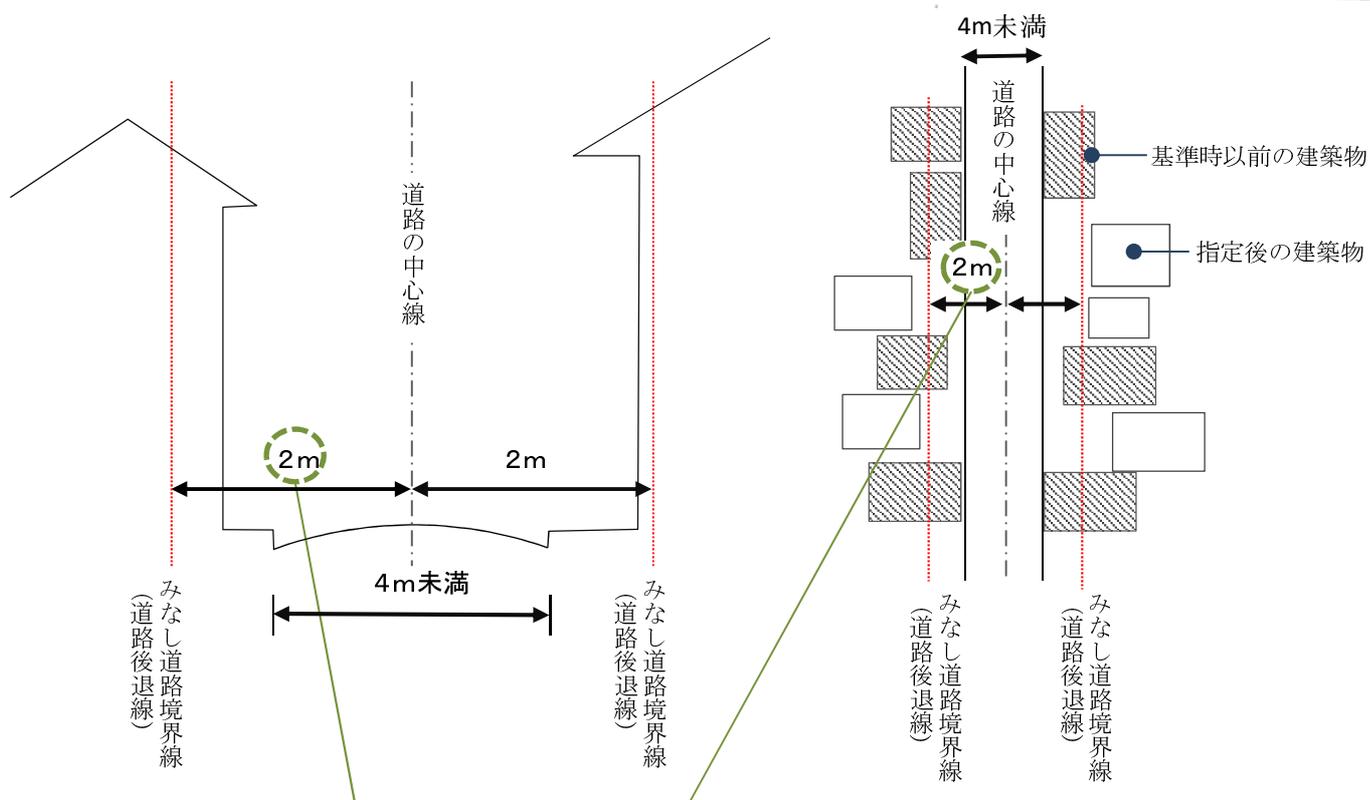
※“基準時”とは、都市計画区域編入時又は建築基準法施行時のうち、後に施行された時をさします。

基準時は地域によって異なります。（建築基準法施行日はS25年11月23日です）

※奈良県告示にて、法第42条第2項の規定する道として、幅員4m未満**1.8m以上**の道を指定しています。

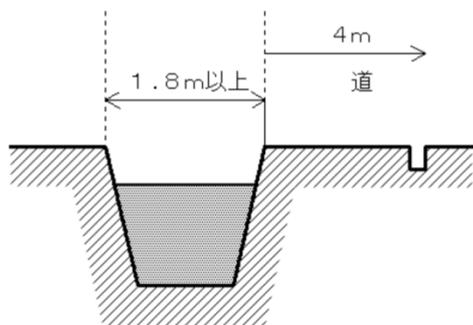
※基準時以降に建築する場合、道路の中心から2mの後退（場合により4mの一方後退）が必要です。

**※道路判定結果が出ていないものは、道路判定依頼が必要です。**



基準時における道路幅員の中心から、2m後退する必要があります。ただし以下のような場合は、一方後退になります。

### [一方後退となる例]



一方後退となる場合は、中心線から2mの範囲内に川(幅1.8m以上)や崖(2mを超える)などがある場合です。

詳しくは県の取り扱いを参照ください。

(掲載場所：奈良県 建築行政ホームページ)

【注意】本資料は、道の種類の概要を示した資料ですので、詳細については、所管土木事務所にお尋ねください。